**○内閣府告示第三百四十三号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年九月九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　仙北市
二　国家戦略特別区域の名称　仙北市　地方創生・近未来特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国有林野活用促進事業及び農業法人経営多角化等促進事業

**○内閣府告示第三百四十四号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年九月九日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　愛知県
二　国家戦略特別区域の名称　愛知県　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及び国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業及び民間事業者による公社管理道路運営事業

**○内閣府告示第三百四十五号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業

**○内閣府告示第三百四十六号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第五十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業

**○内閣府告示第三百四十七号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第三十三号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　養父市
二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、歴史的建築物利用宿泊事業及び国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

**○内閣府告示第三百四十八号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　沖縄県
二　国家戦略特別区域の名称　沖縄県　国際観光イノベーション特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業

**○総務省告示第三百四十二号**

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項等の規定による地方公共団体が負担すべきこととなる額について、次のように定め、平成二十七年十月一日から施行する。

なお、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）は、平成二十七年九月三十日限り、廃止する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからヘまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成二十七年十月以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからヘまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十・二を乗じて得た額とする。